

用語解説

【あ行】

●愛知目標（あいちもくひょう）【P11, 45】

愛知目標は生物多様性の損失を食い止める 2011 年からの目標で、生物多様性の保全や持続的な利用を図るために、2020 年までに具体的な緊急行動を起こすことを掲げている。また、20 の個別目標が採択されている。生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で、採択された新たな戦略計画。

●亜高山帯（あこうざんたい）【P16】

山地にみられる植物の垂直分布帯のうち、山地帯と高山帯との間の部分。オオシラビソ、ダケカンバなどの森林が成立する標高帯。白山では約 1,600～2,300m の標高帯が該当する。

●生きものマーク（いきもの～）【P59】

生きものが住める環境になるよう配慮して生産された農林水産物を、兵庫県のコウノトリや佐渡のトキ等の地域の生きものでアピールするもの。

●石川県産業創出支援機構（ISICO）【P54】

（財）石川県産業創出支援機構は、産学官のコーディネート機関、新産業創出のための総合的支援機関・ワンストップウインドウとして、産学官の強い連携と人的、物的、知的資源を総合的に活用し、県内、国内外を広範に結ぶ情報と人脈のネットワークの構築を通して、21 世紀の石川県経済を牽引する新しい産業を生み出すことを目的としている。特に、石川県産業科学技術会議の策定する「石川県産業科学振興指針」に盛り込まれる各種の振興プロジェクトを他の産業支援機関、大学、公設試等と連携して推進する中核的組織としての役割と機能を果たしている。

●石川県指定希少野生動植物種【P18, 33, 79】

石川県では、2004 年（平成 16 年）に「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」を定め、絶滅のおそれのある動植物種の中でも、特に保護の必要性の高い野生動植物を「石川県指定希少野生動植物種」として、これまでに、チュウヒ、コアジサシ、ホトケドジョウ、トミヨ、イカリモンハンミョウ、マルコガタノゲンゴロウ、シャープゲンゴロウモドキ、イソコモリグモ、サドクルマユリ、サギソウ、トキソウ、オキナグサ、エチゼンダイモンジソウ、イソスミレ、ウミミドリ の 15 種を指定し、その生きている個体の捕獲、採取、殺傷、損傷等は原則として禁止し、保護を図っている。

●いしかわ森林環境税（～しんりんかんきょうぜい）【P71】

木材価格の低迷等による林業採算性の悪化や山村の過疎化などにより、山間奥地などにある人工林では間伐が行われず、このままでは、森林は荒廃し、水源のかん養や山地災害の防止といった公益的機能の低下により、安全で安心な暮らしへの影響が懸念されている。そこで、公益的機能の恩恵を受けている社会全体で森林を支えていく新たな制度として、平成 19 年度から「いしかわ森林環境税」が導入された。

この財源をもとに始められた「いしかわ森林環境基金事業」は、主に手入れ不足人工林の整備を行い、併せて里山林の整備等を含む「県民の理解と参加による森づくり」を推進している。

●いしかわ田んぼの学校推進プロジェクト【P86】

農業や農作物への理解促進と環境に対する豊かな感性を持つ子どもを育てていくために、田んぼ、水路、ため池などを遊びと学びの場とし、農業・農村が持つ多面的な機能を活用した体験型の環境教育を実施するもの。

●栄養塩（えいようえん）【P40, 43, 46】

植物（植物プランクトン）の栄養分として必要な、窒素、リン、珪素などの元素を含むアンモニア、硝酸あるいは亜硝酸、磷酸や珪酸などを総称して栄養塩と呼ぶ。

湖沼やダム湖あるいは内湾などの水の出入りや交換が少ない閉鎖性水域では、窒素やリンなどの栄養塩類が過剰に流入すると富栄養の状態となり、藻類が大量発生し、赤潮の発生など各種の環境（水質）問題を引き起こす場合がある。

●エコトーン【P31】

森林とため池・水田というような二つの異なった生物の生息空間とそれら二つの空間が移りゆく移行帯のことを「エコトーン」と呼ぶ。エコトーンでは、土壌の水分、日光の照度、温度、湿度などが、比較的限られた空間の中で連続的に大きく変化するので、そこに育つ動植物が多様となる。

また、人間活動によって成立している二次的な里山の自然環境は、大きな意味でエコトーンとも言える。

●エコツーリズム【P6, 40, 56】

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。一般には 1982 年に IUCN（国際自然保護連合）が「第 3 回世界国立公園会議」で議題としてとりあげたのが始まりとされている。日本においても数多く企画・実施されており、環境省・石川県では持続可能な社会の構築の手段としてエコツーリズムの推進に向けた取り組みを進めている。

●奥能登ウェルカム・プロジェクト【P57】

「奥能登ウェルカムプロジェクト」は、人口減少や高齢化が進行している奥能登地域の活性化や、交流人口の拡大を目指して、新たな誘客素材となる地域資源の発掘・活用や、継続的に誘客を図る体制の構築に向けて取り組んでいる事業で、平成 19 年 5 月から、石川県、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、民間事業者、地域づくり団体等による「奥能登ウェルカムプロジェクト推進協議会」を設立して、能登の地場でとれた旬の魚介類、肉類・野菜等を食材に使い、能登産の器、箸を使った「能登丼」の展開や里山里海体験ツアーの受入の推進など広域的に事業に取り組んでいる。

【か行】

●加賀野菜（かがやさい）【P4, 5】

城下町である金沢周辺で江戸時代から受け継がれてきた特産野菜で、金沢市農産物ブランド協会が、平成 23 年 3 月現在で、源助だいこん、金時草、加賀太きゅうりなど 15 品目を認定している。

●攪乱（かくらん）【P45】

自然植生に対する、外部からの生育を阻害する要因のことで、大きく人為的攪乱と自然的攪乱に

分けられ、適度な攪乱によって多様な生育環境が生まれ生物多様性を高めている。人為的攪乱として、伐採や草刈り、放牧、耕作、ため池の水抜き、火入れの他、開発行為も含まれる。また、自然的攪乱として、地震、台風、火山活動、洪水、河川などにおける浸食や崩壊等などがあげられる。里山では、人為的攪乱の減少による生物多様性の低下が懸念されている。

●夏緑広葉樹林帯（かりよくこうようじゅりんたい）【P16, 17, 29】

夏に緑葉をつけ、寒冷な冬に落葉する広葉樹からなる群落。落葉広葉樹林、クリ・ケヤキ・ブナ・ミズナラ・カエデなどを主とする。

●環境ブロック【P72】

内部を空洞にして、上下、左右のつながりをもたせ、内部の保水性維持と生物行動範囲拡大を図り、表面に植栽部を設け、植物の伸長を促す工夫をしたコンクリート二次製品。

●強度間伐（きょうどかんばつ）【P39, 71】

通常の間伐の2倍にあたる40%以上の本数を一度に間引きすること。

●漁獲可能量（ぎょかくかのうりょう：TAC (Total Allowable Catch)）【P62】

特定の魚種ごとに捕獲できる総量を定めたもので、TAC魚種を指定し、持続可能な資源管理を行っている。TAC指定魚種：マアジ、マサバ及びゴマサバ、マイワシ、サンマ、スケトウダラ、ズワイガニ、スルメイカ。

●漁獲努力可能量（ぎょかくどりょくかのうりょう：TAE）【P62】

漁船の隻数や操業日数、投網回数などの漁労作業の量を漁獲努力量というが、魚種ごとに投入する総漁獲努力可能量を定めることによって、資源の管理と保存を図ろうとする制度。

●グリーン・ツーリズム【P40, 56】

農村・山村・漁村に滞在して、農山漁村の自然や風景を楽しんだり、田植え、野菜や果物の収穫などの農作業体験などを行ったり、民宿や農家などに泊まって、地域の伝統文化や人々との交流を楽しむ旅のこと。

●グリーン・ウェイブ【P83】

未来を担う子どもたちに生物多様性の大切さを理解してもらうため、生物多様性条約事務局の提唱で2008年から始まった取り組み。生物多様性の日である5月22日に世界各地の学校などで一斉に植樹を行う運動。

●耕作放棄地（こうさくほうきち）【P25, 30, 39】

高齢化、過疎化による人手不足で、過去1年間耕作されたことがなく、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地のこと。耕作放棄地は、我が国の食料供給力確保の観点のもとより、国土保全・水源かん養等の農業の有する多面的機能の発揮の観点、病虫害・鳥獣被害の発生・拡大、農地利用集積の阻害、水利施設管理への支障といった営農面での悪影響、さらには、廃棄物の不法投棄、景観の悪化等、地域住民の生活環境面でも大きな課題。

●高山帯（こうざんたい）【P2, 16, 17, 20, 28, 41, 51, 69, 82】

山地にみられる植物の垂直分布帯のうち、森林限界の上部から一年中氷雪に閉ざされた氷雪帯の下部までの間の部分で、石川県では白山の一部で見られる。動植物の生育や繁殖が可能な期間は限られ、植物の生長は非常に遅く、比較的小型の多年生草本や小低木が多い。

●国際生物多様性年（こくさいせいぶつたようせいねん）【P14】

国連で採択・決議された国際年の一つで、2006年にブラジルのクリチバで開催された生物多様性条約 COP8 の勧告を受けて、同年の第 61 回国連総会において 2010 年を「国際生物多様性年」と決定された。生物多様性条約と「2010 年目標」などを周知して生物多様性の重要性についての認識を高め、条約の達成を推進するためのもの。

●国際森林年（こくさいしんりんねん）【P14】

国連で採択・決議された国際年の一つで、2011 年を「国際森林年」(International Year of Forests) と決定された。国際森林年では、現在・未来の世代のため、全てのタイプの森林の持続可能な森林経営、保全、持続可能な開発を強化することについて、あらゆるレベルでの認識を高めるよう努力すべきとされている。2010 年 12 月に金沢市で開催された「国際生物多様性年クロージング・イベント」では、2010 年の「国際生物多様性年」から 2011 年の「国際森林年」への橋渡しのセレモニーが行われている。

●国際連合大学高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット【P38, 47, 52, 87, 88】

国際連合大学高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニットは、国際連合のシンクタンクである、国際連合大学の研究・研修センターのひとつである国際連合大学高等研究所のオペレーティング・ユニットとして、同大学、石川県、金沢市が連携して 2008 年 4 月に金沢市に設立され、持続可能な社会づくりに向け、研究、政策、及び地域のパートナーとの連携を図ることを目的に、生物多様性に関連する研究活動やセミナー、シンポジウムの開催を行っている。

【さ行】

●自然植生（しぜんしょくせい）【P28, 29】

人間によって伐採や植林などの手が加えられていない植生で、石川県では、白山の高山帯や亜高山帯の一部に見られる。人間の影響がなくなった場合に、気候や立地条件から成立するであろう自然植生を理論的に類推したものを「潜在自然植生」という。

●シャープゲンゴウロウモドキ【P17, 30】

シャープゲンゴウロウモドキは、体長 30 mm に達する大型のゲンゴロウの仲間で、1962年の石川県の記録を最後に絶滅したと考えられていたが、1984年に千葉県で再発見された。現在、全国的に生息地、個体数とも激減しており、本県でも、ここ 10 年で半減している。

石川県指定希少野生動植物種に 2005 年（平成 17 年）に指定され、その生きている個体の捕獲、採取、殺傷、損傷等は原則として禁止されている。環境省及び石川県絶滅危惧 I 類。

●循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）【P12, 42】

2000 年、日本は循環型社会を目指す「循環型社会形成推進基本法」を制定し、環型社会を「天然

資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義した。同法では、循環型社会を構築する方法として、(1) ごみを出さない、(2) 出たごみはできるだけ利用する、(3) どうしても利用できないごみはきちんと処分する一の3つを提示している。

●照葉樹林（しょうようじゅりん）【P16】

常緑の広葉樹が優占する森林。優占する樹種によりシイ林、カシ林、タブ林などと呼ばれることもある。主な樹種はカシ類、シイ類、タブノキやクスノキなどのクスノキ科、サカキやヤブツバキなどのツバキ科など。これらの種は、寒さや乾燥に適応した小型で厚い葉を持ち、葉の表面にクチクラ層が発達していて葉が日光を反射して光ることから「照葉」の名がついている。照葉樹林は階層構造が発達し、林床にも常緑の種が多いため林内は暗い。石川県では、海岸部や一部の社叢で見られる。

●常緑広葉樹林（じょうりよくこうようじゅりん）【P3】

→「照葉樹林」参照

●針広混交林（しんこうこんこうりん）【P60, 71】

針葉樹人工林に広葉樹を交えた森林のこと。針広混交林は、20年から35年生人工林の部分的な抜き切りにより林床の光環境を改善し、立地環境に適応した有用な広葉樹を植栽したり、自然更新を行う。従来の針葉樹だけの単純な人工林とは異なり、針広混交林の利点としては、種組成が豊富になることや、齢の異なる針葉樹上木と広葉樹下木で伐採時期がずれるため相対的に長い伐期の計画が組めるなどが挙げられる。また、一斉に皆伐する方法とは異なることから、土砂流出や地力低下の防備にも大きな利点がある。

●人工リーフ【P73】

砂浜海岸の侵食を防ぎ漂砂を堆積させることで砂浜を復元することが目的。最近では、海藻による水質の浄化機能、水産動物の増殖機能、魚礁機能など、海岸保全という本来の目的に加えて、水産業への積極的な利用が期待されている。

●人工林（じんこうりん）【P2, 16, 25, 28, 30, 39】

種をまいたり、植樹したりして人工的に育成した森林のこと。人の手により苗木の植栽・播種・挿し木などが行われ、樹木の世代交代（造林）が達成されている。人間が樹木の生殖に関わることにより、品種・品質が整えられ、工業材料としての木材供給に適した樹木群となる。

●薪炭林（しんたんりん）【P43】

薪（まき）や炭などの燃料を得るため、15～20年サイクルで、伐採が繰り返されてきた雑木林。石川県では、コナラ、クヌギ林が多い。また、落ち葉は、堆肥の原料として利用されていた。近年は薪炭林としての利用がされなくなった結果、植生遷移が進み、林床にみられるカタクリ、スミレ等の二次林に特有な動植物が消失したり、タケやササ類の侵入・繁茂によって、更新が阻害され森林構造の単純化を招くなどの問題が生じている。

●生物多様性国家戦略（せいぶつたようせいこっかせんりゃく）【P9, 11, 12】

生物多様性条約第6条に基づき、締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用のための国家的な計画。日本では、平成7年に1次計画、平成14年に2次計画、平成19年に3次計画が

策定された。なお、平成20年に施行された生物多様性基本法においても、政府の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、生物多様性国家戦略の策定が規定された。

●生物多様性条約（せいぶつたようせいじょうやく）【P3, 11, 12, 88】

生物の多様性に関する条約（平成5年条約9号）。生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする。1992年にリオ・デ・ジャネイロ（ブラジル）で開催された国際連合環境開発会議（地球サミット）で採択された条約のひとつで、正式名称は「生物の多様性に関する条約」。翌1993年発効。日本は1993年（平成5年）5月に締結した。条約に基づき生物多様性国家戦略を策定し、これに基づく各種施策を実施している。

●世界農業遺産（せかいのうぎょういさん）【P14, 38】

世界重要農業資産システム（Globally Important Agricultural Heritage Systems: GIAHS）のことで、国際連合食糧農業機関（FAO、本部イタリア・ローマ）が、グローバル化の影響で衰退の途にある伝統的農業や文化、土地景観の保全及び持続的活用の推進を図ることを目的に、2002年に開始した。以来、世界各地の事例や経験を保全するため、ペルー、チリ、中国、フィリピン、アルジェリア、タンザニア等でパイロット事業が実施展開されている。

GIAHSでは、現在営まれている農業や土地利用のみならず、生態系や土地景観、慣習、伝統農業など農業を営む上で関連する文化的諸要素を含めて地域資源として考える。これらの地域資源のうち農業生産と生物多様性保全について、包括的・体系的な視点から、現在営まれている農業生産活動及び基盤となる生物資源や生物多様性を重視し、次世代への継承を目指している。

●遷移（せんい）【P31】

自然の植生は年月とともに次第に変化する。これを「植生遷移」あるいはただ単に遷移とよぶ。遷移にともない、土壌も変化する。植生は有機物を土壌に供給し、一方で、水分・養分の供給を土壌に依存するため、両者は互いに影響を受けながら進行する。また遷移が進み最も発達した状態を極相という。

【た行】

●都市公園（としこうえん）【P74】

都市公園とは、都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地のことで、県内においては、平成20年度末までに、県・市町により、1,040箇所、1,334.26haの都市公園が供用されている。

●特定外来生物（とくていがいらいせいぶつ）【P20, 41, 82】

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法（2004）によって規定された生物。石川県では、オオクチバス、ブルーギル、アライグマ、オオキンケイギクなど9種が確認されている。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止され、これに違反すると3年以下の懲役、または300万円以下の罰金（法人の場合には1億円以下の罰金）が課せられる。

●特定外来生物による生態系に関わる被害の防止に関する法律【P20, 41】

外来生物（移入種）による生態系等への影響を防止するための法律。一般に、外来生物法と略称される。2004年6月制定、2005年6月より施行。海外からの移入生物による、日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼養、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国等による防除措置などを定めている。生態系等への被害が認められる生物は、特定外来生物として指定され、飼育、栽培、譲渡、運搬、輸入、さらに野外への放出などが規制される。

●特定鳥獣保護管理計画（とくていちょうじゅうほごかんりけいかく）【P80】

野生鳥獣の適切な保護管理（個体数調整を含む）によって人と野生鳥獣との共生を図ることを目的として「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく計画制度。特定鳥獣保護管理計画は鳥獣保護事業計画の下位計画であり、都道府県知事により各都道府県の鳥獣保護事業計画に基づいて鳥獣の種類ごとに策定する。

【な行】

●二次草地（にじそうち）【P18】

肥料や飼料、屋根葺材などの資源を得る場所として、人為的に維持管理されてきたスキなどの草地。

●二次林（にじりん）【P9, 16, 28, 29, 30, 31, 32, 39, 61】

伐採後再生した森林など過去に伐採等の人為が加えられ、その影響を受けている森林で、クヌギ、コナラの多い雑木林などのように、繰り返し伐採される萌芽林も多い。二次林は代償植生である森林のことで、スギ、ヒノキなど植林地の植林は含まれない。放置されると遷移が進行し、石川県での里山では、主に照葉樹林化するため、その過程で夏緑樹林帯の特有の動植物種が消失することがある。

●農業環境規範（のうぎょうかんきょうきはん）【P60, 72】

環境との調和のため取り組むべき項目（土づくりや適正な防除等で作物生産7項目、家畜の飼養・生産6項目）を示したもの。この実行状況について農業者自らが点検を行う。

【は行】

●バイオマス資源【P45, 61】

再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。バイオマスは、バイオ（bio=生物）とマス（mass=量）からできている合成語。バイオマスの種類は、「資源作物系」、「廃棄物系」、に分かれ、「資源作物系」にはサトウキビやトウモロコシなどの糖質系作物や菜種などの油糧作物があげられ、「廃棄物系」には紙、家畜排せつ物・食品廃棄物・建設発生木材・製材工場残材・黒液（パルプ工場廃液）・下水汚泥・し尿汚泥、稲わら・麦わら・もみ殻・林地残材（間伐材、被害木等）があげられる。

●半自然草原（はんしぜんそうげん）【P28】

半自然草原は、野焼きや刈り取りはするが、種を蒔いたり苗を植えたりはせず、芽生えを自然にゆだねてできている草原を指す。火入れや草刈り、牛馬の放牧といった人間側の「攪乱」する力と、自然の側の「回復」する力がうまくつり合って維持される。

●ビオトープ【P68, 85】

ビオトープとは「さまざまな野生生物の生息・生育空間」の意味で、生息・生育のために最低限の面積を持ち、周辺空間から明確に区別できるようなまとまりをもった空間のこと。

日本では、都市の中に植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共生できる場所を造成または復元したものを指している場合が多い。

●ふゆみずたんぼ【P71】

冬期に水を張った田んぼのことで、雑草を抑制する効果があるので、有機やエコ農業に使用される農法のひとつ。ふゆみずたんぼには、ガン・カモ類や白鳥などの渡り鳥が飛来し、越冬地として利用するほか、アカガエルやサンショウウオなど冬季から早春に繁殖する動物の産卵場所として利用される。

また、冬季湛水することにより、イトミミズやユスリカなどの個体数の増加が早まり、それらをエサとするカエルやメダカなどの小動物の増加、さらにはそれらをエサとするは虫類や鳥類が見られるようになるなど、生態系が豊かになることが知られている。

【ま行】

●マツ枯れ【P31】

マツノマダラカミキリが媒介するマツノザイセンチュウにより、アカマツ、クロマツ等が集団的に枯損する現象。日本各地で発生している。

●ミレニアム生態系評価（Millennium Ecosystem Assessment）【P6, 7, 13】

国際連合の主唱により 2001 年（平成 13 年）から 2005 年（平成 17 年度）にかけて行われた、地球規模の生態系に関する総合的評価。95 ヶ国から 1,360 人の専門家が参加。生態系が提供するサービスに着目して、それが人間の豊かな暮らし（human well-being）にどのように関係しているか、生物多様性の損失がどのような影響を及ぼすかを明らかにした。これにより、これまであまり関連が明確でなかった生物多様性と人間生活との関係がわかりやすく示されている。生物多様性に関連する国際条約、各国政府、NGO、一般市民等に対し、政策・意志決定に役立つ総合的な情報を提供するとともに、生態系サービスの価値の考慮、保護区設定の強化、横断的取組や普及広報活動の充実、損なわれた生態系の回復などによる思い切った政策の転換を促している。

●木質バイオマス（もくしつ〜）【P59, 61】

「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼ぶ。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。

●藻場（もば）【P36, 37, 40】

海洋の沿岸の浅所に生育する海草（海産頭花植物）や大形海藻の群落のこと。藻場には大別して、

波の静かな沿岸や内湾の砂泥地に生育するヒルムシロ科のアマモ類の群落のアマモ場（またはアジモ場）と、岩礁地帯に生育するホンダワラ類で形成されるガラモ場がある。そのほか、アラメ・カジメ類、コンブ類などの大形褐藻類の群落があるが、それらはその形状から海中林とよばれている。

【や行】

●養浜（ようひん）【P73】

浸食された海岸などに、人工的に砂を補給あるいは新たに投入したり、海岸線から直角方向の沖合に向かって消波ブロックを並べる突堤や、海岸線と並行に消波ブロックを並べる離岸堤を設置して、砂の浸食を防止し、海浜の造成を行うこと。

【ら行】

●落葉広葉樹林（らくようこうようじゅりん）【P3】

冬に落葉する広葉樹が優占する森林。夏には葉が繁るので夏緑林ともいう。ブナ類、ナラ類、カンバ類、ハンノキ類、カエデ類、シデ類などが多い。照葉樹林に比べると樹木の種類が少なく、構造も単純で明るい。林床にササ類が生育するのが日本の落葉広葉樹林の特徴である。暖温帯の照葉樹林と並んで人間活動の盛んな地域に分布するため、人為の影響を受けやすい。

→ 「夏緑樹林帯」参照

【アルファベット】

●ESD (Education for Sustainable Development) 【P12】

持続可能な発展のための教育。将来にわたって持続可能な社会を構築するために、何をすべきかを考え、行動できる人材を育てる教育。「持続可能性のため（の教育）」と称することもある。

●IPCC (気候変動に関する政府間パネル) 【P10, 42】

気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)。地球温暖化についての科学的な情報の収集、整理を行う。

●MAB計画 (Man and Biosphere) 【P29, 69】

ユネスコ (国際連合教育科学文化機関) の長期政府間共同研究事業計画として 1971 年に発足した研究計画。Man and Biosphere の英語名から MAB 計画または単に MAB (マブ) と呼ばれることが多い。自然及び天然資源の合理的利用と保護に関する科学的研究を国際協力のもとに行うことにより、環境問題の解決の科学的基礎を得ることを目的としている。研究フィールドとして「生物圏保存地域」(バイオスフェアリザーブ) が指定され、日本では、屋久島、志賀高原、白山、大台ヶ原の 4 箇所が指定されている。

●SATOYAMA イニシアティブ 【P47, 87】

「SATOYAMA イニシアティブ」は、国際連合大学高等研究所と環境省によって推進される試みで、里山が、人の福利 (=human well-being) と生物の多様性の両方を高める可能性があることに着目し、土地と自然資源を最適に利用・管理することを通じて、人間と自然環境の持続可能な関係の再構築を目指している。